

平成27年第1回葛城市議会臨時会会議録

1. 開会及び閉会 平成27年5月12日 午前10時00分 開会  
午前11時18分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員14名

1番 欠 員	2番 内 野 悦 子
3番 川 村 優 子	4番 西 川 朗
5番 増 田 順 弘	6番 岡 本 吉 司
7番 朝 岡 佐一郎	8番 西 井 覚
9番 藤井本 浩	10番 吉 村 優 子
11番 阿 古 和 彦	12番 赤 井 佐太郎
13番 下 村 正 樹	14番 西 川 弥三郎
15番 白 石 栄 一	

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 下 和 弥	教 育 長	大 西 正 親
まちづくり統括技監	松 倉 昌 明	総 務 部 長	山 本 眞 義
企 画 部 長	米 井 英 規	市民生活部長	芳 野 隆 一
都市整備部長	生 野 吉 秀	都市整備部理事	土 谷 宏 巖
産業観光部長	下 村 喜代博	保健福祉部長	山 岡 加代子
教 育 部 長	吉 村 孝 博	上下水道部長	川 松 照 武
会 計 管 理 者	邨 田 康 司		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	寺 田 馨	書 記	中 井 孝 明
書 記	新 澤 明 子		

6. 会議録署名議員 4番 西 川 朗 10番 吉 村 優 子

7. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 議第29号 葛城市副市長の選任につき同意を求めることについて

- 日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（葛城市税条例等の一部を改正することについて）
- 日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて）
- 日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度葛城市一般会計補正予算（第6号）について）
- 追加日程第1 議第30号 葛城市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

開 会 午前10時00分

**下村議長** ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、平成27年第1回葛城市議会臨時会を開会いたします。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

本日、平成27年第1回臨時会が招集されましたところ、議員各位には、何かとご多用の中、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。本臨時会も議員各位の格段のご協力によりまして、議会運営が円滑に進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ここで、報告事項を申し上げます。

本臨時会に提出する議案につき、市長から送付がありました。提出議案は、議事日程記載の日程第3から日程第6の4議案であります。なお、議事の進行上、議案の朗読は人事案件のみとし、他の議案の朗読は省略いたします。

続きまして、閉会中に開催されました委員会の審査状況について、議会改革特別委員長より報告願います。

8番、西井覚君。

**西井議会改革特別委員長** おはようございます。議長のお許しを得ましたので、閉会中に開催いたしました議会改革特別委員会の審査状況についてご報告を申し上げます。

委員会は平成27年4月3日に開催し、所管事項について慎重に審査をいたしております。

まず、委員会では、議会基本条例の制定に向けて、議会改革特別委員会の協議事項として挙げている8項目のうち、反問権と議員間討議、及び議会報告会について、これまでの委員会などの中で協議してきた内容を委員の皆さんにご確認いただきました。反問権と議員間討議については、これまでの協議の中で、基本条例を制定する際には、条例の中に規定を盛り込むことになりましたが、その範囲をどこまで認めるかは慎重に審議すべきという意見もございましたので、理事者に対して反問権を無制限に認めるのではなく、議員の質問に対し、質問の趣旨を明確にする場合のみ、議長または委員長の許可のもと、認めるとして、奈良市や桜井市の基本条例の規定を参考に条例化すること、また、議員間討議についても同様ということで、今回の委員会の中で、委員の皆さんに了解をいただきました。

また、議会報告会につきましては、これまでの協議において、基本条例を制定するときには、全ての大字での実施は困難であることから、開催場所をどこかに指定し、年1回から2回、開催する規定を盛り込むとともに、基本条例を制定する前に、一度試行的に議会報告会を実施することになっておりました。今回の委員会では、これまでの内容について、委員の皆さんに了解をいただいた上で、実施方法などについて協議しました。その結果、来たる7月12日日曜日の午前10時から、葛城市役所新庄庁舎2階の204会議室にて、議会懇談会を開催することで決定いたしました。

以上で、議会改革特別委員会の閉会中に開催いたしました審査状況についての報告といたします。

**下村議長** 閉会中に開催された委員会の審査状況については以上であります。

報告事項は以上でございます。

ここで、山下市長から招集者としてのご挨拶を願うことにいたします。

山下市長。

**山下市長** 皆さん、おはようございます。臨時会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、平成27年第1回葛城市議会臨時会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては、公私ご多忙の中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本臨時会の招集につきましては、地方自治法第102条第3項の規定に基づきまして、招集をさせていただいたところでございます。今回提案をいたします案件につきましては、副市長人事及び報告案件3件となっております。なお、詳細につきましては提案時に内容説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、開会に当たりましての私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

**下村議長** これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、4番、西川朗君、10番、吉村優子君を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会の会期、議事日程、審議方法について、議会運営委員会で協議願っておりますので、運営委員長から報告願います。

7番、朝岡佐一郎君。

**朝岡議会運営委員長** おはようございます。平成27年第1回葛城市議会臨時会の開会に当たり、去る5月1日、議会運営委員会を開催し、諸事項につき慎重に協議をいたしておりますので、その結果についてご報告をいたします。

初めに、議事日程及び審議方法についてでございます。

まず、日程第3、議第29号議案につきましては、人事案件でございます。上程し、その内容説明を受けた後、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

次に、日程第4、承認第1号から日程第6、承認第3号までの3議案につきましては、専決処分の承認でございます。一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決は1議案ごとに行います。

なお、会期については本日5月12日、一日といたします。

以上、報告といたします。皆様方のご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

**下村議長** ただいまの運営委員長からの報告のとおり、本臨時会の会期は本日一日とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村議長** ご異議なしと認めます。よって、会期は本日一日と決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

議案審議につきましても、ただいまの運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村議長** ご異議なしと認めます。よって、運営委員長からの報告のとおり議案審議を行うことにいたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

これより議案審議に移ります。

日程第3、議第29号、葛城市副市長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

なお、本案につきましては委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

本案を事務局長に朗読させます。

局長。

**寺田事務局長** 命により朗読いたします。

議第29号、葛城市副市長の選任につき同意を求めることについて。

地方自治法第162条の規定により、下記の者を選任いたしたく、議会の同意を求める。

記

住所 葛城市西室●●●

氏名 生野吉秀

昭和●年●月●日生

平成27年5月12日提出

葛城市長 山下和弥

以上でございます。

**下村議長** 本案につき、提案者の説明を求めます。

山下市長。

**山下市長** ただいま議題となりました議第29号、葛城市副市長の選任につき同意を求めることにつきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、杉岡前副市長の退職後、空席となっておりますので、地方自治法第162条の規定によりまして、副市長を選任するに当たり、議会の同意を求めるものでございます。

つきましては、人格、見識ともに優れ、行政経験が豊かな生野吉秀氏を最適任者であると認め、選任いたしたいので、よろしくご同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

**下村議長** これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

朝岡議員。

**朝岡議員** ただいま上程をされております議第29号、葛城市副市長の選任につき同意を求めることについて、市長からご説明がございました。前副市長、杉岡富美雄氏の退任の後を受け、新たに生野吉秀氏を任命されることに当たり、賛成の意見を述べ、討論をさせていただきます。

市長から提案理由にもありましたように、生野吉秀氏は行政経験も豊富な上、人格、識見とも優れた人物であることは、昭和49年4月、当時の新庄町役場へ奉職以来、地方自治の本旨、及び民主的で能率的な事務の処理、行政全般にわたり、適正な運営に携わられたことなど、誰もが認める事実であります。

特に生野氏は、その時代が求める都市整備、住民の利便性の向上に資する都市基盤の確保と、住民の命と財産を守る使命と自覚を認識した行政職に努められ、合併後、葛城市においては、平成19年4月に都市計画課長、平成23年4月には都市整備部理事、平成24年4月に市民生活部長を経て、平成26年4月からは現在の都市整備部部長として、この間、多くの事業にわたり、限られた財源を効率的な財政運営を施しながら、行政サービス向上のため、日々努力をされ、今日に至っております。

さきに述べましたように、平成4年からは、旧町時代から都市計画の中心でありました新庄駅前通り線の事業執行に手がけられ、二十有余年の年月を経て、このたび事業完了を見た成果は、記憶に新しいところであります。

今後は、山下市政の右腕として、新市建設計画に定められた多くの事業を、職員への適切な指揮のもと、住民への理解を求めながら推進し、経験豊富な行政手腕で、引き続き事業を着実に執行されていくことが求められております。このたびの選任につき、これからは任期において、更に住民ニーズに応えた行政サービスの向上に努められ、高潔で人格、見識とも豊かな、創造性に優れた指導力を生かし、職員の指揮にも当たり、葛城市の発展に尽くされることを期待するものでございます。

法の規定により、議会の同意を求め、山下市長が選任するにふさわしい人物であると認めるものでございます。

以上の意見を申し述べて、生野吉秀氏を葛城市副市長の選任として適任であることを認め、賛成の討論といたします。

以上でございます。

**下村議長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第29号議案を採決いたします。

本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村議長** ご異議なしと認めます。よって、議第29号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

(生野都市整備部長入場)

**下村議長** この際、ただいま副市長に選任同意されました生野都市整備部長からご挨拶を受けることにいたします。

生野都市整備部長。

**生野都市整備部長** おはようございます。議長のお許しをいただきまして、一言お礼申し上げます。

ただいま、議員の皆様のご理解を賜りまして、葛城市副市長の選任同意議決を賜り、まことにありがとうございます。衷心より厚くお礼申し上げますとともに、与えていただきました職責の重さを、改めて痛感しているところでございます。

私は、約40年の行政経験がございますが、もとより浅学非才であります。退任されました、杉岡前副市長さんほどの実力も持ち合わせておりません。非常に重い職責を全うできるか不安ではありますが、選任していただいた以上、全身全霊で葛城市のよき伝統を引き継ぎながら、他に誇れる住みよいまち、住んでよかったまち葛城市の実現に向けて、職員と労苦を共にして、山下市長を支えていく所存であります。

また、新市建設計画事業及び山積する課題に、職員が一丸となって業務に専念できる職場の人づくり、環境づくりに努め、事業完遂に向けて邁進する覚悟を持っております。議員の皆様方におかれましては、今まで以上に叱咤激励、ご指導、ご鞭撻賜りますようお願い申し上げます。選任同意いただきましたお礼と、就任に際しての抱負とさせていただきます。まことにありがとうございました。

**下村議長** ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時17分

再 開 午前10時45分

**下村議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ご報告申し上げます。

先ほど市長から、お手元に配付の議第30号議案が追加議案として提出されました。その取扱いについて、休憩中に議会運営委員会を開催いただき、ご協議いただいておりますので、会議の概要について、運営委員長よりご報告願います。

7番、朝岡佐一郎君。

**朝岡議会運営委員長** それでは、市長より、議第30号議案が追加議案として提出されましたことを受けまして、先ほど休憩中に議会運営委員会を開催し、その取扱いについて慎重に協議をいたしておりますので、その内容についてご報告をいたします。

議第30号議案の議事日程、審議方法につきましては、この後、直ちに追加日程第1といたしまして、議案を上程いたします。そして、その内容説明を受けた後、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

以上、報告といたします。皆様方のご理解を賜りますよう、よろしく願いいたします。

**下村議長** 議会運営委員長からの報告は以上であります。

お諮りします。

議第30号議案についての議事日程及び審議方法は、ただいまの運営委員長からの報告のと

おり行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村議長** ご異議なしと認めます。よって、議事日程、審議方法については、運営委員長からの報告のとおり行うことにいたします。

追加日程第1、議第30号、葛城市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

なお、本案につきましては委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

本案を事務局長に朗読させます。

寺田局長。

**寺田事務局長** 命により朗読いたします。

議第30号、葛城市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて。

地方税法第404条第2項の規定により、下記の者を選任いたしたく、議会の同意を求める。

記

住所 葛城市西室●●●

氏名 生野吉秀

昭和●年●月●日生

平成27年5月12日提出

葛城市長 山下和弥

以上でございます。

**下村議長** 本案につき、提案者の説明を求めます。

山下市長。

**山下市長** ただいま議題となりました議第30号、葛城市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、固定資産評価員が退任されましたので、地方税法第404条第2項の規定に基づき、新たに生野吉秀氏を選任いたしたいので、議会の同意を求めるものでございます。

なお、生野吉秀氏につきましては、固定資産を適正に評価し、市長が行う価格の決定を補佐するために、豊富な経験と知識を有しておられますので、最適任者であると認め、選任いたしたいので、よろしくご同意を賜りますようお願い申し上げます。

**下村議長** これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

**下村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第30号議案を採決いたします。



本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村議長** ご異議なしと認めます。よって、議第30号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

(生野都市整備部長入場)

**下村議長** 次に、日程第4、承認第1号から日程第6、承認第3号までの専決処分の承認を求めることについての3議案を一括議題といたします。

本3議案につき、提案者の説明を求めます。

山下市長。

**山下市長** ただいま議題となりました承認第1号から承認第3号までの3議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、承認第1号、専決処分の承認を求めることにつきましては、葛城市税条例等の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布されたことに伴い、本年度課税分から適用すべき部分を改正することとなったため、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月31日付で専決処分を行ったものでございます。

主な改正内容につきましては、最初に、個人の市民税に関する改正でございます。住宅ローン控除の居住年の適用期限を、平成29年12月31日までから、平成31年6月30日までに延長するものでございます。また、ふるさと納税の拡充を行うもので、特例控除額の上限について、個人住民税所得割額を1割から2割へ引き上げを行い、ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設により、確定申告や住民税申告を行わない給与所得者等が寄附をされた場合の、税務申告手続を簡素化するものでございます。

次に、法人の市民税に関する改正で、均等割額の税率区分の基準である資本金等の額が、資本金と資本準備金の合計額を下回る場合は、資本金と資本準備金の合計額を基準とするものでございます。

次に、固定資産税に関する改正で、土地の負担調整措置により、現行の仕組みを3年延長するものでございます。

最後に、軽自動車税に関する改正で、本年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得した4輪以上及び3輪の軽自動車で、排出ガス機能及び燃費性能の優れた、環境負荷の小さいものについて、取得をした日の属する年度の翌年度分、平成28年度分の税率を軽減する特例措置、いわゆる軽自動車税のグリーン化特例を適用するものでございます。また、本年度分以後の年度分の軽自動車税に適用することとされていた原動付き自転車及び2輪車に係る税率について、適用開始時期を1年延長するものでございます。

なお、施行日につきましては、地方税法等の一部改正に合わせまして、本年4月1日及び公布の日から施行するものでございます。

次に、承認第2号、専決処分の承認を求めることにつきましては、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令等が本年3月31日に公布されたことに伴い、本年度課税分から適用すべき部分を改正することとなったため、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月31日付で専決処分を行ったものでございます。

主な改正内容につきましては、1点目といたしまして、医療分の所得割額、資産割額、均等割額、平等割額の合算限度額を51万円から52万円に、後期高齢者支援金等課税額の合算限度額を16万円から17万円に、また、介護納付金課税額の合算限度額を14万円から16万円とする改正を行うものでございます。

2点目といたしまして、低所得者に係る国民健康保険税の軽減措置の対象世帯を拡大するもので、5割軽減及び2割軽減の対象となる所得基準額を引き上げるものです。

なお、施行日につきましては、地方税法施行令等の一部改正に合わせて、本年4月1日から施行するものでございます。

最後に、承認3号、専決処分の承認を求めることにつきましては、平成26年度葛城市一般会計補正予算（第6号）についてでございます。

本案につきましては、繰越明許費の補正といたしまして、新町公園排水ポンプ改修事業の追加を行ったため、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月31日付で専決処分を行ったものでございます。

本事業につきましては、平成26年度の事業として、工期内完了に努めてまいりましたが、工事施工中の湧水による工法の変更が生じたことにより、工事の完了に相当の期間を要することから、本事業の繰越しをするものでございます。

以上でございます。よろしくご承認を賜りますようお願い申し上げます。

**下村議長** これより質疑に入りますが、本3議案につきましては一括質疑とし、委員会付託を省略し、討論、採決を1議案ごとに行います。

質疑はありませんか。

15番、白石君。

**白石議員** 一括上程されています、専決処分の承認を求めることについて、質疑を行ってまいります。まず、承認第2号の葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについてであります。

市長の説明のように、本改正によって、国民健康保険税の医療分、支援分、介護分の課税限度額がそれぞれ引き上げられるわけでありまして。そして、もう一つの改正については、所得の低い被保険者世帯に対して、軽減処置、法定減免を拡充する、軽減を図ると、こういう措置がされているわけでありまして。

気になりますのは、やはり厳しい財政運営が余儀なくされている国保財政にとって、どの程度の影響があるのか、この点についてお伺いをしておきたい、このように思います。

次に、承認第3号の平成26年度葛城市一般会計補正予算（第6号）について若干お伺いをしてまいります。

本補正予算の第1表、繰越明許費補正において、新町公園排水ポンプ改修工事の工事請負費3,100万円が全額、平成27年度予算に繰越しをされ、本年3月31日付で専決処分をされて

いるわけでありませう。

地方自治法第213条の規定では、「歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出が終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰越して使用することができる」とされていますが、この排水ポンプ改修事業については、説明のように、平成26年度の当初予算に計上されていた事業であります。それがどうして繰越明許費が設定され、かつ、専決処分をしなければならなくなったのか、その理由について、改めて説明を求めるものであります。

以上です。

**下村議長** 市民生活部長。

**芳野市民生活部長** 市民生活部の芳野でございます。

ただいまの白石議員の質問にお答えします。

葛城市国民健康保険税条例の一部改正に伴う国民健康保険税の影響額についてでございます。

国民健康保険税の課税限度額の引き上げによりまして、医療分51万円が52万円になることで、限度超過世帯数は69世帯から67世帯と2世帯減少いたします。支援金分は、16万円が17万円になることで、64世帯が59世帯と5世帯減少いたします。介護分は、14万円が16万円になることで、20世帯が16世帯となり4世帯減少し、保険税は限度超過額が減るため、166万2,216円の増額となります。

一方で、低所得者に係る保険税軽減の拡充に係ります影響といたしまして、5割軽減となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を24万5,000円から26万円に引き上げる影響といたしまして、5割軽減対象者は、医療分と支援金分で1,698人が1,811人となり113人が増加いたします。世帯数は、712世帯が766世帯となり54世帯が増加いたします。また、介護分で、527人が558人となり31人が増加いたします。世帯数は、386世帯が408世帯となり22世帯が増加いたします。

また、2割軽減となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を45万円から47万円に引き上げる影響といたしまして、医療分と支援金分で、1,481人が1,513人となり32人が増加いたします。世帯数は、688世帯が705世帯で17世帯が増加いたします。また、介護分で、422人が437人となり15人が増加いたします。世帯数は、295世帯が305世帯となり10世帯が増加いたします。この保険税軽減により、軽減税額は249万1,324円となります。

以上により、課税限度額の引き上げによる増加分166万2,216円と差し引きいたしますと、82万9,108円の保険税の減額となります。

国保特別会計と一般会計を合わせた、一般財源の影響額といたしましては、保険税軽減分の249万1,324円の金額は、そのうち、一般被保険者分について、一般会計から国保特別会計への繰入金があり、この繰入金の財源といたしまして、国庫負担金、県負担金が充当されるため、市費の一般財源の持ち出しが67万3,449円必要となります。この金額と課税限度額の引き上げによります増収額166万2,216円を差し引きいたしますと、98万8,767円の収入が増

えることと予測しております。

以上でございます。

**下村議長** 吉村教育部長。

**吉村教育部長** 教育部長の吉村でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま白石議員のご質問の新町公園排水ポンプ改修工事の繰越しについてでございます。

新町公園につきましては、以前から北側の笛堂地域への排水制限がある状況の中で、池にポンプを設置しまして、葛城川へ放流する手法をとっているところでございます。この場所は、過去に大雨により、隣接する工場を初め、南側水田がほぼ冠水状況になるような被害も起こっており、また、現在天候が異常気象のため、いつ大雨が降るか想定できない中、できるだけ災害を抑えるために、本工事を実施するものでございます。

この新町公園排水ポンプ改修工事につきましては、当初予算におきまして、工事費と設計委託料を計上しておりましたが、設計委託料の積算の段階におきまして予算不足が生じることとなり、9月議会において、補正予算を計上させていただいたところでございます。その後、工事設計を発注いたしまして、設計が完了いたしましたのが、今年に入り、1月下旬でございました。そして、土木工事と施設機械工事を2月5日に契約を行いまして、3月27日の完成予定で実施させていただきました。

しかし、土木工事の施行の最中におきまして、池の水位を下げながら工事を行ってまいりましたが、グラウンドからの暗渠排水や、葛城川の影響と思われる、思わぬ湧き水が発生したために、ポンプの設置場所である水槽部分の掘削箇所の土壌安定を図るために、やむなく固化剤で固める工法に変更いたしました。できるだけ、完了期限である3月27日に完了できるよう努めてまいりましたが、困難であると判断いたしまして、さらに年度内の完了を目指して、3月31日まで工期を延長いたしました。先ほどの理由のように、湧き水対策の検討と、工事の施工方法の変更によりまして、工期内に完了することが難しくなり、また、議会を招集させていただくいとまがございませんでしたので、繰越しの専決処分をさせていただいたところでございます。

なお、現在の工事の契約金額は、土木工事と機械施設工事を合わせまして2,457万6,400円でございますが、今後工事費の増額も予想されますので、予算額の全額3,100万円の繰越しをお願いするものでございます。

事業の推進に当たりましては、予期せぬ事象が生じることも想定するなど、工期に配慮すべきところもございました。今後こういうことがないよう取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

**下村議長** 15番、白石君。

**白石議員** それぞれ、芳野部長並びに吉村部長からご答弁をいただきました。

葛城市の国民健康保険税の一部改正に伴う、国保税等、一般会計も含めて影響額についてお伺いをいたしました。その影響額というのは、国保財政自身にとっては、そんなに大きなプラスにはならないという状況であります。この点では、低所得者に対する法定減免の充

実が図られたということを評価して、了としておきたい、このように思います。

さて、一般会計補正予算の繰越明許費の補正、並びに専決処分についてであります。今、吉村部長の方から、詳細にご答弁をいただきました。

これは、当初予算において、3,100万円の工事請負費、並びに設計委託料についても計上されていた。しかし、設計の費用が不足をするということになり、9月の定例会において、私の記憶では400万円の増額補正がされた。そして、設計業務の発注を行ったのが、今聞いた話では、この1月の下旬だったということでしょうか。これは、発注はもっと先で、成果が、できたのが1月下旬だった、そういうことなんですね。そして、2月5日にこの工事発注を行っているということでもあります。

通常、農林事業等においては、これは農繁期を過ぎてから、農道の整備とか、圃場整備とか、いろいろやりますけれども、こういう事業については、やはりこれはもう当然早期に設計業務を発注し、工事を発注するという事は、少なくとも平成26年内に発注するというのは、これは我々の常識であったわけでありまして、ここまでおくれて設計業務の発注をし、工事の発注をするということは、何か原因がなければ、ちょっと理解できないわけでありまして。

ご承知のように、繰越明許費については、歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき、その年度内に完了しえないものと、法の規定ではなっている。この場合は、予算成立後の事由に基づき、年度内にその支出を終わらない見込みのあるものというところが適用されて、措置されたというふうに思うわけでありまして、設計業務の発注、あるいは、そのおくれによって、工事発注そのものが2月になっているということが、やはり大きな原因になっている。その点について、部長は今後このようなことのないように努めたいと、こういう答弁はありましたけれども、最後に、そのおくれた原因についてお聞かせをいただきたい、このように思います。

**下村議長** 大西教育長。

**大西教育長** おくれた原因の主たるは、先ほど部長が答弁したとおりでございます。私どもとしまして、この工事につきましては、関係部、関係課等ともいろいろ協議もしながら、進めてきたところでございますけれども、先ほど言いましたように、予期せぬそういうところ、それから、設計等につきましても、さまざま、私どもとしまして、関係課と協議しながら進めてまいりましたが、そこには設計業務にきちっとしたものをいただくというところにつきまして、なかなか進まなかったという、こういう事情もございまして、それが、9月補正をしながら、12月あるいは1月になってしまったというところでございまして。

具体的にここをというお話で申し上げられませんが、さまざまな状況で、地面下の工事ということになりまして、予期せぬこと、いろいろなことが出てまいったというところでございます。そういうところで、工事発注、そういうところが年度を越えたというところでございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

**下村議長** 15番、白石君。

**白石議員** 教育長からもご答弁をいただきました。予期せぬ湧き水等の事態に至り、施行方法等を変

更してきたということでもあります。

やはり、我々自身は、会計年度独立の原則に基づいて、平成26年度の当初予算に、あるいは補正予算において措置されたものについては年度内に完了を進行すると、こういうことが求められるわけで、そのことを求めてきたわけでありますけれども、当然これらには例外があるわけで、それが繰越明許費であったり、事故繰越であったりするわけでありますけれども、そのような事態にならないように、やはり工事の種類の、困難さ等々において、設計の発注、工事の発注は適切な時期にやるべきだというふうに思います。

いろいろ理由はあったろうというふうに思いますけれども、実際に現場は、古来、湧水地として、本当に年に何度も水つく、あるいは、葛城川の堤防敷にあり、1メートル掘れば水が湧いて出る、そういう状況であり、工事が非常に困難を来すということはそこそこ予測できますし、その対応に追われたというふうに思います。

しかし、要は公共施設の中で市民の皆さんが憩い、また、スポーツを講じる場所でありますので、この事業についてはぜひ早く竣工していただくことを求めておきたいし、専決処分と言われるのは、これは議会が承認しなくても、その効果は変わらないということでもありますので、議会の役割、存立そのものに影響する、こういうことでもありますので、慎重な予算執行、あるいは明許繰越、あるいは専決処分の対応をお願いして、私の質疑を終わっておきたい、このように思います。

以上です。

**下村議長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第4、承認第1号議案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより日程第4、承認第1号議案を採決いたします。

本案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村議長** ご異議なしと認めます。よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

次に、日程第5、承認第2号議案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより日程第5、承認第2号議案を採決いたします。

本案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村議長** ご異議なしと認めます。よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

次に、日程第6、承認第3号議案に対する討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。  
これより日程第6、承認第3号議案を採決いたします。  
本案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村議長** ご異議なしと認めます。よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。  
以上で本臨時会の日程は全て終了いたしました。  
議員の皆様方には慎重にご審議をいただき、また、格段のご協力によりまして、議会運営が極めて円滑に進められましたことに対し、厚く御礼申し上げます。  
これをもちまして本臨時会を閉会いたしますが、来月には6月定例会も控えておりますので、引き続きご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。  
ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。  
山下市長。

**山下市長** 臨時会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。  
本日開会の平成27年第1回葛城市議会臨時会の日程を終えていただきまして、ここに閉会となりました。提案をいたしました議案につきまして、議員各位の慎重なるご審議の上、ご承認をいただきましたことに、衷心より厚く御礼を申し上げる次第でございます。  
このたび、新しく生野氏を副市長に迎えて、さらなる葛城市の発展のために邁進してまいり所存でございますので、今後とも議員各位のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。  
なお、本日、皆さん、気象情報で聞いておられると思いますけれども、台風6号が接近中とのことでございます。葛城市役所を挙げて警戒に当たらせていただきますけれども、皆さんもご注意、警戒のほど、よろしくお願い申し上げます。  
また、あさっての14日には、當麻寺練供養会式、1,011回目の記念すべき会式が開催されます。葛城市を広めていただく、本当に素晴らしい機会であろうと思いますので、お時間ある方、皆さんご参加をいただけたらというふうに思っております。  
長時間にわたりましてご審議をいただきました。皆さん方に感謝を申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

**下村議長** 以上で平成27年第1回葛城市議会臨時会を閉会いたします。

閉 会 午前11時18分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長      下村 正樹

署 名 議 員      西川 朗

署 名 議 員      吉村 優子